

# 訴 状

2024(令和6)年 3月 28日

大阪地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 名波 大樹

弁護士 大上 修一郎

弁護士 高岸 佳子

弁護士 尾崎 由香

弁護士 松尾 善紀

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

消費者契約法第12条に基づく差止等請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万3000円

## 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、被告が開催するイベントのチケットの購入契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の下記内容の条項を含む契約の申込みまたは承諾の意思表示を行ってはいならない。

### 記

#### 第2条：(サービスの中止・中断・変更等)

当社は、以下の事項に該当する場合、本イベントの運営を中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞できるものとし、返金はありません。

戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

当社は、前項に基づく本イベントの中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞について、利用者、又は第三者に対し一切の責任を負わないものとします。

- 2 被告は、前項記載の内容の条項が記載されたチケット規約が印刷された規約用紙及び同規約が掲載されたウェブページを廃棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

### 記

当社は、消費者との間で、当社開催のイベントのチケット購入契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の内容の条項を含む契約の申込みまたは承諾の意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用したチケット購入契約を行うための事務は一切行わないようにするとともに、当該条項が記載されたチケット規約が印刷された規約用紙及び同規約が掲載されたウェブページは全て破棄してください。

- 4 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者及び管轄

- 1 原告は、2007年(平成19年)年8月23日、消費者契約法第13条に基づいて内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受け(甲1の1。適格消費者団体として認定をした旨の通知書)、2019年(令和元年)8月20日に認定の有効期間の更新を受けた適格消費者団体である(甲1の2。適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書)。
- 2 被告は、イベント運営、演出道具の販売を事業内容とする株式会社であり(甲2。被告の現在全部事項証明書)、被告が指定する会場において、被告が指定する一定の日時において、イベント参加者が、被告により用意されたLED スカイ

ランタンを空に飛ばすこと等を内容とするイベントを開催するとともに、対象消費者に対し、インターネットを通じて同イベントに参加するために必要となるチケットの販売を行っている者である（甲 3。被告のウェブサイト抜粋）。

- 3 被告は、過去、大阪府内でイベントを開催し（甲 4。大阪府内で開催されたイベントに関する被告のウェブサイト抜粋）、大阪府内に居住する消費者に対してもイベントのチケットの販売を行っていたこと、今後も大阪府内に居住する消費者がインターネットを通じてイベントのチケットの購入契約の申込みの意思表示をすることも可能であることから、消費者契約法第 12 条第 3 項、同法第 43 条第 2 項第 1 号により、チケットの購入契約の申込みまたは承諾の意思表示が行われた地である大阪府を管轄する大阪地方裁判所にも本差止請求に係る訴訟の管轄が認められる。

## 第 2 本件訴訟で差止請求の対象とする条項

- 1 本件訴訟は、消費者契約法第 12 条第 3 項に基づく適格消費者団体による不当条項の使用差止請求訴訟（同条項にいう「当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」を求めるもの）である。
- 2 原告が本件訴訟で使用差止請求の対象としている条項は、定型約款たる性質を有する被告が作成した「チケット規約」（甲 5。以下、「本件規約」という）に記載された以下の条項（以下、「本件条項」という。）であり、本件条項は、被告と消費者との間のチケット購入契約の内容になっている。

### 本件規約 第 2 条：（サービスの中止・中断・変更等）

当社は、以下の事項に該当する場合、本イベントの運営を中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞できるものとし、返金はございません。

戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

当社は、前項に基づく本イベントの中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞について、利用者、又は第三者に対し一切の責任を負わないものとします。

## 第 3 本件条項の趣旨と効力

- 1 消費者が被告からイベントのチケットを購入するに際して本件条項が適用されると、イベントが「戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態（以下、「本件条項所

定の事由」という」により開催できなくなった場合、消費者は被告に支払ったチケット代金の返金を一切受けることができなくなる。

- 2 以上のように、本件条項は、本件条項所定の事由により被告がイベントを開催できなくなった場合、すなわち、本件条項所定の事由により被告のイベント開催の義務が履行不能となった場合において、消費者から支払済みのチケット購入代金の返金を求められた場合でも、被告には、チケット購入代金を一切返金する義務がないという形で機能する趣旨の条項であるといえる。

#### 第4 本件条項が消費者契約法第12条第3項の差止請求の対象となること

- 1 本件条項の使用の差止等の請求（消費者契約法第12条第3項）が認められるためには、被告が、消費者契約（被告の開催するイベントのチケット購入契約）を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で消費者契約法第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがある、といえることが必要となる。

この点、被告が本件条項を含む本件規約に従うことを条件に消費者に対してチケットを販売する行為は、被告が不特定かつ多数の消費者との間で本件条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行っていることに他ならない。

- 2 よって、本件条項は消費者契約法第12条第3項の差止請求の対象となる条項であり、本件差止等の請求が認められるか否かは、本件条項が消費者契約法第8条から第10条に規定する消費者契約の条項（いわゆる不当条項）に該当するかどうかを検討すれば足りる。

#### 第5 本件条項が消費者契約法で定める不当条項に該当するか否かの検討

##### ～その1

##### 1 消費者契約法第10条について

消費者契約法第10条は、

「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」

と定める。

本件条項が同法第10条に該当するか否かの検討は、便宜上、

① 10条前段要件該当性

＝「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」といえるかどうか

② 10条後段要件該当性

＝「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」といえるかどうか

に分けた上で順次行うものとする。

2 消費者契約法第10条前段要件該当性の検討

(1) 本件条項は、

**当社は、以下の事項に該当する場合、本イベントの運営を中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞できるものとし、返金はございません。**

**戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合**

**当社は、前項に基づく本イベントの中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞について、利用者、又は第三者に対し一切の責任を負わないものとします。**

と定める。

(2) 他方で、民法第536条第1項は、

**当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は反対給付の履行を拒むことができる。**

と定める。

(3) 本件条項所定の事由は「戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態」とされており、これらの事由はいずれも両当事者の責に帰すべき事由には該当しないことは明らかであることから、被告が開催するイベントが本件条項所定の事由により開催できなくなった場合とは、民法第536条第1項の「当事者双方の責めに帰することができない事由によって（イベントを開催するという）債務を履行することができなくなったとき」を意味すると解することができる。

(4) このように、本件条項所定の事由により履行不能となった場合には、民法第536条第1項によると、「債権者（消費者）は、反対給付の履行を拒むことできる」と規定されているので、消費者は、イベント開催の対価であるチケット代金の支払を拒むことができるだけでなく、履行不能となった時点で既にチケット代金の支払いを終わっている場合には、本来履行を拒むこと

ができるチケット代金の支払いを法律上の原因なく行ったことになるので、被告は、これによって、消費者から既に支払いを受けたチケット代金相当額を不当利得しているものと解することができる、これを消費者に返還すべき義務を負っていると解することができる（民法第703条以下参照）。

- (5) そして、本件条項は、「返金はございません」「利用者…一切の責任を負わないものとします」と定めており、本件条項所定の事由によりイベントの開催ができなくなった場合でも、消費者に対して、支払いを受けたチケット代金を返金しない旨定めている。

したがって、本件条項は、任意規定である民法第536条第1項と比べて消費者の権利（不当利得返還請求権）を制限する規定であることは明らかである。

- (6) 以上より、本件条項は、消費者契約法第10条前段要件該当性がある。

### 3 消費者契約法第10条後段要件該当性の検討

- (1) 本件条項所定の事由は、「戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態」と規定され、これらの事由は、「当事者双方の責めに帰することができない事由」（民法第536条第1項）に該当し、当事者双方の責めに帰することができない事由によるイベント中止のリスクを、消費者のみに対して一方的に負わせるという内容となっている。

- (2) すなわち、被告は、本件イベントを営利目的で開催しているものであるが、本件条項が適用されると、事業者である被告は、イベントが開催されなかった場合でも、支払いを受けたチケット代金総額の収益を確保することができ、一切のリスクを負わないのに対し、消費者は、イベントが開催されなかった場合でも、一切の返金を受けることができない結果となることから、当事者双方の責めに帰することができない事由によるイベント不開催（中止）によるリスクを全面的に押しつけられていることとなる。

そして、情報の質及び量並びに交渉力において劣る消費者に対し、イベント不開催（中止）のリスクを全て押しつけつつ、事業者はイベント不開催（中止）の場合でも一切リスクを負わない、という効果をもたらす本件条項は、まさに、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえる。

- (3) さらに、被告は、本件条項所定の事由が生じていない場合でも、「強風」を理由として、被告の独断で、イベントの開催を中止したことがあり、その場合にも、被告は本件条項を適用し、「強風」を理由として被告の判断で中止したイベントのチケット代金を消費者に返金しないという運用を行っていた（甲6。被告ウェブサイト抜粋「Lantern Night～空飛ぶクリスマスツ

リー～2021」の開催に関するお詫びとお知らせ)」

このように、被告は、本件条項所定の事由に該当せず、比較的頻繁に生じる事由・当該事由（強風）の発生とイベント開催中止の判断の合理性の判断が曖昧・恣意的となりがちな場合にも、本件条項を持ち出して消費者にチケット代金を一切返金しないとの運用をし、いわば、本件条項を恣意的・濫用的に利用して利益を上げていることに鑑みても、本件条項は、イベント中止のリスクを全て消費者に一方的に負わせるものとなっているといえ、本件条項の不当性は一層明らかであるといえる。

- (4) 以上の事情に鑑みると、本件条項は、当事者双方の責めに帰することができない事由による本件イベント中止のリスクを、全て消費者に一方的に負わせるものとして、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項となっていることから、消費者契約法第10条後段要件該当性がある。

#### 4 まとめ

以上より、本件条項は、民法第536条第1項に比して、消費者の権利を制限するものであり、また、当事者双方の責めに帰することができない事由及び「強風」という本件条項所定の事由に該当しない事由によるイベント不開催（中止）のリスクを、消費者に一方的に負わせる内容となっていることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項といえ、消費者契約法第10条により無効である。

## 第6 本件条項が消費者契約法で定める不当条項に該当するか否かの検討 ～その2

### 1 消費者契約法第8条の2について

消費者契約法第8条の2は、「事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項は、無効とする。」と規定する。

この規定の趣旨は、事業者が契約で定められた債務を履行しないにもかかわらず、消費者が解除をすることができないとすると、消費者は契約に不当に拘束され続け、既に支払った代金の返還を受けられないことになるから、消費者契約法は、このような規約は無効であると規定しているものである。

- 2 本件条項所定の事由により被告がイベントを開催しないということは、被告の契約上の債務であるイベント開催は履行不能と評価され、この場合に本件条項が適用される結果、被告は、「イベントの中止…について利用者…に対して一切の責任を負わない」となることから、被告の契約上の義務が履行不能の場合にも、相手方当事者である消費者は履行不能による解除権（民法第542条

第1項)を行使して支払ったチケット代金の返還(民法第545条)を被告に請求できないことを意味する。

- 3 このように、本件条項は、本件条項所定の事由があれば、被告はイベントを中止することができ、かつ、消費者に対して一切返金を行わなくてもよいとするものであることから、文言上、消費者の契約解除権の放棄には言及していないものの、消費者の履行不能による解除権の行使とそれに伴う原状回復請求権を否定することと同様の効果を生じさせるといえる。

よって、本件条項は、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項といえる。

- 4 以上より、本件条項は、消費者契約法第8条の2により無効である。

## 第7 書面による事前の請求

- 1 原告は、被告に対し、2024(令和6)年2月27日、消費者契約法第41条第1項に基づき、請求の趣旨1項乃至3項記載の措置を取ることを書面にて請求した(甲7の1。消費者契約法第41条第1項に基づく差止請求書)。
- 2 同書面は、同年3月5日に被告に到達し(甲7の2。郵便物配達証明書)、同年3月12日の経過により、書面が到達した時から1週間が経過した。

## 第8 結語

よって、適格消費者団体である原告は、被告に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、前記の消費者契約法により無効とされるべき条項を含む消費者契約の申込み又は承諾の意思表示の停止、当該契約条項を含む契約書類等の廃棄、予防に必要な措置として、従業員への指示を徹底する旨の書面の配布を求める。

以上

### 証拠資料

証拠説明書記載のとおり。

### 添付資料

- |         |       |
|---------|-------|
| 1 訴状副本  | 1通    |
| 2 甲号証   | 正副各1通 |
| 3 証拠説明書 | 正副各1通 |
| 4 資格証明書 | 各1通   |
| 5 訴訟委任状 | 1通    |

別紙

当事者目録

〒540-0024

大阪府中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室

原告 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

代表者 理事 西島 秀向

〒541-0045

大阪府中央区道修町2-1-10 T・M・B道修町ビル3階

名波法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 名波 大樹

〒541-0052 (送達場所)

大阪府中央区安土町3-4-5 本丸田ビル5階

おおうえ法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 大上 修一郎

電話 06-4256-3816

FAX 06-4256-3818

〒541-0056

大阪府中央区久太郎町1-5-31 リアライズ堺筋本町ビル403

たかぎし総合法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 高岸 佳子

〒530-0047

大阪府北区西天満1-9-13 パークビル中之島601

尾崎・藤野法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 尾崎 由香

〒541-0041

大阪府中央区北浜2-5-13 北浜平和ビル4階

弁護士法人 松尾・中村・上法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 松尾 善紀

〒650-0031 (送達場所)

兵庫県神戸市中央区東町123-1 貿易ビル310

(登記簿上の本店所在地)

兵庫県神戸市中央区小野柄通3丁目2番23号 加藤三宮ビル2F

被告 株式会社スターリーナイトカンパニー

代表者 代表取締役 木村 敏彰

以上